

青警本交規第109号
平成29年5月11日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の制定及び施行について

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成29年内閣府令・国土交通省令第3号。以下「改正命令」という。別添参照。）が、本年4月21日公布され、本年7月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、改正命令が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

訪日外国人が増加を続けていることや、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えていることを受け、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を整備するものである。

2 改正の内容

(1) 英語を併記する規制標識「一時停止（330-A）」の追加

規制標識「一時停止」について、従来の様式に、「止まれ」という日本語の下に「STOP」という英字を併記する様式（330-A）を追加する。

(2) 英語を併記する規制標識「徐行（329-A）」及び「前方優先道路（329の2-A）」の追加

規制標識「徐行」及び「前方優先道路」について、従来の様式に、「徐行」という日本語の下に「SLOW」という英字を併記する様式（329-A及び329の2-A）を追加する。

3 留意事項

- (1) 改正命令は、従来の日本語のみの様式を廃止するものではなく、同様式は引き続き有効であるが、今後、規制標識「一時停止」、「徐行」又は「前方優先道路」を新設又は更新する場合には、原則として、新たに追加された英字を併記する様式を用いること。

なお、訪日外国人による自動車利用状況等を勘案して特に必要性が認められる場合には、更新時期を待たずに新たに追加された英字を併記する様式を整備することは妨げない。

- (2) 両様式が有効であることを含め、交通安全教育の機会やレンタカー事業者への働き掛け等を通じて、国民及び訪日外国人に周知を図るよう努めること。

【本件担当】 交通規制課 規制第一係

○内閣府令第三号
 国土交通省令第三号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
 国土交通大臣 石井 啓一

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表第一（第二条関係） 案内標識 [略]	別表第一（第二条関係） 案内標識 [同上]

警戒標識 [略]	種類	[略]		
	番号	(329-A・B)		
	表示する意味	道路法第四十六条第一項若しくは第四十七条第三項若しくは車両制限令第十条の規定に基づき、又は交通法第四十二条の道路標識により、車両及び路面電車が徐行すべきことを指定すること。		
設置場所	車両及び路面電車が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端	優先道路と交差する道路の手前の必要な地点における左側の路端		
指示標識 [略]	一時停止	(330-A・B)	交通法第四十三条の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端
補助標識 [略]	前方優先道路	(329の2-A・B)	交通法第三十六条第二項の道路標識により、当該道路と交差する前方の道路を優先道路として指定すること。	優先道路と交差する道路の手前の必要な地点における左側の路端
備考 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]

警戒標識 [同上]	種類	[同上]		
	番号	(329)		
	表示する意味	道路法第四十六条第一項若しくは第四十七条第三項若しくは車両制限令第十条の規定に基づき、又は交通法第四十二条の道路標識により、車両及び路面電車が徐行すべきことを指定すること。		
設置場所	車両及び路面電車が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端	優先道路と交差する道路の手前の必要な地点における左側の路端		
指示標識 [同上]	一時停止	(330)	交通法第四十三条の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端
補助標識 [同上]	前方優先道路	(329の2)	交通法第三十六条第二項の道路標識により、当該道路と交差する前方の道路を優先道路として指定すること。	優先道路と交差する道路の手前の必要な地点における左側の路端
備考 [同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

別表第二(第三条関係)
案内標識

<p>一時停止 (330-A)</p>		<p>前方優先道路 徐行 (329の2-A) (329-A)</p>	<p>[略]</p>	<p>規制標識</p>	<p>[略]</p>	<p>警戒標識</p>	<p>[略]</p>
<p>一時停止 (330-B)</p>		<p>前方優先道路 徐行 (329の2-B) (329-B)</p>					

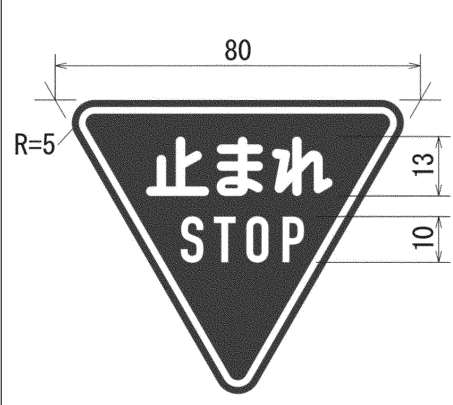
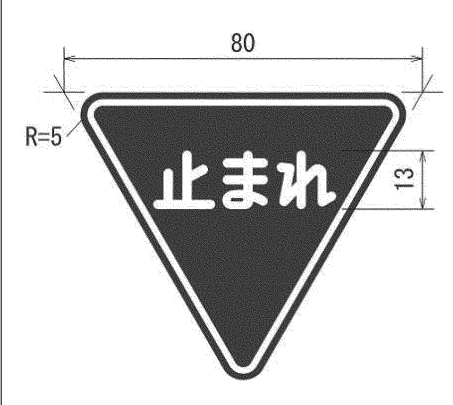
別表第二(第三条関係)
案内標識

<p>一時停止 (330)</p>		<p>前方優先道路 徐行 (329の2) (329)</p>	<p>[同上]</p>	<p>規制標識</p>	<p>[同上]</p>	<p>警戒標識</p>	<p>[同上]</p>
-----------------------	--	------------------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

この命令は、平成二十九年七月一日から施行する。

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考 [略]	備考 [略]	補助標識 [略]	指示標識 [略]	 
備考 [同上]	備考 [同上]	補助標識 [同上]	指示標識 [同上]	